

## 「ものづくり・商業・サービス新展開支援補助金」公募要件について

### 1. 補助対象事業

国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業・小規模事業者の設備投資等になります。

### 2. 補助対象者

認定支援機関の全面バックアップを得た事業を行う中小企業・小規模事業者であり、以下の要件のいずれかを満たす者。

#### (1) 革新的サービス・ものづくり開発支援

「中小サービス事業者の生産性向上のためのガイドライン」で示された方法で行う革新的なサービスの創出・サービス提供プロセスの改善であり、3～5年で、「付加価値額」年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成できる計画であること。または「中小ものづくり高度化法」に基づく特定ものづくり基盤技術を活用した革新的な試作品開発・生産プロセスの改善を行い、生産性を向上させる計画であること。

#### (2) サービス・ものづくり高度生産性向上支援

上記(1)の革新的なサービス開発・試作品開発・プロセス改善であって、IoT等を用いた設備投資を行い生産性を向上させ、「投資利益率」5%を達成する計画であること。

### 3. 補助対象経費と補助率

対象経費の区分	補助上限額	補助率
1. 革新的サービス・ものづくり開発支援 (1) 一般型 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	1,000万円	補助対象経費の3分の2以内
(2) 小規模型 機械装置費、原材料費、技術導入費、外注加工費、委託費、知的財産権等関連経費、運搬費、専門家経費、クラウド利用費	500万円	
2. サービス・ものづくり高度生産性向上支援 機械装置費、技術導入費、運搬費、専門家経費	3,000万円	

### 4. 公募開始時期

補正予算国会決議後、2月初旬予定

### 5. その他

公募要件の内容は、あくまで現時点でのものであり、今後変更される可能性があります。実際に応募される際には、補助金事業の公募開始時（補正予算国会決議後、2月初旬予定）に示される補助金公募要領を必ずご確認ください、これに準拠して申請していただけますようお願いいたします。